

○吉見町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年12月15日

規則第17号

改正 平成11年3月19日規則第8号

平成12年12月27日規則第20号

平成14年3月20日規則第11号

平成14年8月22日規則第21号

平成18年3月9日規則第6号

平成18年3月31日規則第31号

平成20年3月12日規則第6号

平成20年6月17日規則第13号

平成21年7月7日規則第15号

平成24年3月6日規則第3号

平成24年6月11日規則第10号

平成26年3月27日規則第6号

平成26年9月12日規則第10号

平成28年3月31日規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、吉見町（以下「町」という。）ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年吉見町条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態）

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

（条例第2条第2項の規則で定める児童の状態）

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

（条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態）

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

（条例第2条第2項第5号の規則で定める児童）

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

- (2) 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童
(条例第2条第5項の規則で定める社会保険各法)

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
(条例第3条第3項第3号の規則で定める施設)

第7条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設
(条例第3条第3項第5号の規則で定める医療費支給事業)

第8条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、次のとおりとする。

- (1) 削除
- (2) 吉見町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和51年吉見町条例第9号）に基づき医療費の支給を受けることができる者
(条例第4条第1項の規則で定める額)

第9条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。
(条例第4条第1項の所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得(1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得。条例第8条第2項の規定により申請する場合は対象となる年の前々年の所得。以下同じ。)のうち、次の各号に掲げる所得とする。

(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあつて監護する児童の父、又は同項に規定する父の場合にあつて児童を監護し、かつ、父と生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。)

(3) 条例第3条第1項第1号に規定する児童が、同項に規定する母の場合にあつて、監護する児童の父、又は同項に規定する父の場合にあつて、その監護し、生計を同じくする児童の母から受ける養育所得は、前号で規定する父又は母の所得とみなす。

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額及び養育費所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)の合計から8万円を控除した金額と

する。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号、又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母又は父を除く。）については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療（以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を町長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（次号の適用がある養育者を除く。）以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条第1項別表第3で定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（第9条各号に掲げる児童の養育者に限る。）。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条第1項別表第4で定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第9条第2項別表第5で定める額以上であるとき。 前2号に支給されたひとり親家庭等医療費

(条例第5条の受給者証の交付申請)

第13条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）（第1号様式）に、条例第3条第1項の対象者及び条例第4条に規定する配偶者若しくは扶養義務者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類

(2) ひとり親家庭等認定調書（第2号様式）

(3) 戸籍の謄本又は抄本

(4) 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合）

(5) 世帯全員の住民票の写し

(6) 前年の所得の状況を証する書類（1～6月に申請する者にあつては前々年）

(7) 養育費申告書（第2号の2様式）

(8) 前各号のほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第7号までの書類の添付を省略することができる。

3 町長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときを除く。）は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（第1号様式）に記載して、ひとり親家庭等医療費受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 町長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

5 町長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第4条の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（第

4号の2様式。以下「支給停止通知書」という。)により通知するものとする。

(受給者証の有効期間)

第14条 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日のうち早いほうの日までとし、1月1日に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、その号に規定する日を申請日とみなす。

(1) 対象者等に異動があった後15日以内に条例第5条の申請をしたときは、異動があった日

(2) 対象者が他市町村(特別区を含む。)から転入後15日以内に条例第5条の申請をしたときは、転入日

(3) 対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日

(受給者証の返還)

第15条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第16条 受給者は、受給者証を破り、汚し又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(第5号様式)により町長に受給者証の再交付の申請をすることができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を町長に返還しなければならない。

(条例第7条の支給の方法)

第17条 医療費の支給を受けようとする受給者は、病院、診療所若しくは薬局等に受給者証を提示し、ひとり親家庭等医療費の支払った額について、ひとり親家庭等医療費支給申請書(第6号様式)により町長に申請しなければならない。

(支給決定の通知)

第18条 町長は、前条の申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給台帳(第7号様式)に記載し、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(条例第8条の規則で定める届出)

第19条 条例第8条第1項の規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届(第9号様式)に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)(第1号様式)に住民票、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又は

その配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得（未届出がある場合は未届出年すべての所得を含む。）の状況を証する書類を添えて、毎年10月21日から11月20日までに、行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については届出を省略することができる。

（受給者証の更新、支給停止の通知等）

第20条 町長は、前条の規定により届出を受理した場合（前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは、受給者証を交付し、また、同条の規定により対象者と決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。

2 町長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書（第10号様式）により、当該受給者であったものに通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

（添付書類の省略）

第21条 町長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則（平成12年12月27日規則第20号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月20日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則（平成14年8月22日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年7月1日から適用する。

附 則（平成18年3月9日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第31号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月12日規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月17日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月7日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月6日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の吉見町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、受給者証の交付を受けている者は、改正後の吉見町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定による対象者とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成24年6月11日規則第10号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年9月12日規則第10号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成28年6月30日までの資格審査に係る第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の吉見町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定により交付されているひとり親家庭等医療費受給者証は、この規則による改正後の吉見町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定により交付されたひとり親家庭等医療費受給者証とみなす。

別表第1から別表第5まで 略

(裏)

[記入上の注意]

1 ①の欄

(1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入してください。

(2) 「生活保護等、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。

なお、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている方は、「生活保護等の受給状況」欄に記載してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請者及び児童について記入してください。

4 ④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5 ⑤の欄

支給される医療費の振込先金融機関を記入してください。

6 ⑥の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組管管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員等共済組合、地方公務員等共済共済組合、私立学校教職員共済組合、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。

7 ⑧の欄

事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。

8 ⑨の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9 ⑩の欄

地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族があるときは、その数を()内に再掲してください。

10 ⑪の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳に達した日の属する年度の末日までの児童(障害者の場合は20歳未満の者)をいいます。

11 この申請書に下記の書類を添えてください。

- (1) あなたと児童の健康保険証
 - (2) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本)
 - (3) 世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)
 - (4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書
 - (5) ひとり親家庭等認定調書
 - (6) ④に記入の場合は、障害の程度を確認できる書類
 - (7) 養育費申告書
 - (8) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)から(7)までの書類は必要ありません。)
- ※ この申請書を現況届とする場合は、上記(3)から(5)までと(7)の書類を添えてください。
- 12 税の申告を行っていない場合は、この事業の支給を受けられません。(被扶養者となっていた場合は除きます。)
 - 13 申請について、不明な点は担当の職員におたずねください。

第2号様式(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他の参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解 消 理 由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
吉見町長 様

住所 吉見町
氏名

番地
印

㊦ ひ と り 親 家 庭 等 認 定 調 書
(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死 亡 し た 児 童 の 父 又 は 母 の 氏 名	
死 亡 年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
吉見町長 様

住所 吉見町 番地
氏名 印

⑧ ひとり親家庭等認定調書
 (申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある 児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
そ の 他 参 考 事 項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院暦 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
 吉見町長 様

住所 吉見町 番地
 氏名 印

⑧ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
吉見町長 様

住所 吉見町 番地
氏名 印

⑧ ひとり親家庭等認定調書
 (申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1実父(母) 2義父(母) 3認知した父
遺棄の区分	1父親が家出 2母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1不明 2判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1無 2有(頻度)
仕 送 り	1無 2有(1)定期的に有り(月 円) (2)時々有り (1回 円) (3)年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1無 2有(年 月 警察署届出)
離婚の意思	1無 2有 3現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1母親 2父親 3その他()
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1無 2有(抹消予定 年 月 日)
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
 吉見町長 様

住所
 氏名 印

⑧ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「カ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の 父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

吉見町長 様

住所 吉見町
氏名

番地
印

⑨ ひとり親家庭等認定調書
 (申請書②の欄「キ 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子どもの安否を気遣う 電 話 、 手 紙 等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子どもの安否を気遣う 訪 問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生 計 の 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

吉見町長 様

住所 吉見町
氏名

番地
印

⑨ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ク 父母死亡」及び
「ケ その他」に該当する場合)

児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

吉見町長 様

住所 吉見町
氏名

番地
印

第3号様式(第13条関係)

(表)

① ひとり親家庭等医療費受給者証					
記号番号					
申請者	氏名				
	住所				
受給者	氏名	性別	続柄	生年月日	備考
		男・女			
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日交付					
埼玉県吉見町長					印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、医療機関等に受診した際、市町村が保険の自己負担分の一部を助成するための証ですから、大切に保管してください。
- 2 この制度による診療を受けるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に病院等の窓口へ提出してください。
- 3 受給の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を市町村長にお返しください。
- 4 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、市町村長に届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 6 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全額又は一部を返還しなければならないことがあります。
- 7 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。

第4号様式(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
交付申請却下決定通知書

番 号
年 月 日

様

吉見町長



年 月 日付で申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏 名

理 由

教 示

教示は、吉見町行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示文の標準を定める規則(平成28年吉見町規則第1号)別記1の規定による教示文を記載して行うこと。

第4号の2様式(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費
支給停止通知書

番 号
年 月 日

様

吉見町長

次のとおり、ひとり親家庭等医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

教 示

教示は、吉見町行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示文の標準を定める規則
(平成28年吉見町規則第1号)別記1の規定による教示文を記載して行うこと。

第5号様式(第16条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
再 交 付 申 請 書

年 月 日

吉見町長 様

住 所
氏 名 印

下記のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受給者証記号番号	
受給者証交付年月日	年 月 日
再交付申請理由	1紛失した 2破いた 3汚した 4その他 (理由を具体的に書いてください。)

(注) 破いた又は汚した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

第6号様式(第17条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費支給申請書

年 月 日

吉見町長 様

住所 吉見町
氏名
(電話 —)

下記のとおり医療費を申請します。なお、町県民税課税台帳の内容確認を行うことに同意します。

受給者	受給者証 記号番号		加入 医療 保険	世帯主・被保険 者・組合員・加入 者の氏名	
	ふりがな 氏名			市町村民税の状況	課税・非課税
区分	入院	年 月 日から 入院日数 日	記号・番号		
	外来	年 月分外来日 数 日		名称	電話 ()

注) 1 上部申請書欄は、申請者が記入してください。

	入院 日	通院 日	
領 収 書			
¥ _____			
ただし、年 月分保険診療一部負担金(他法本人負担金 円を含む)			
_____入院時食事療養標準負担額は含まない_____			
保険診療総点数	点	他法負担分点数	点
年 月 日			
医療機関等所在地(住所)			
名称			
氏名			
_____様 ㊦			

注) 1 上部領収書欄は、医療機関等で記入してください。

処 理 欄	受付 年 月 日	通知 年 月 日	支払 年 月 日		
	保険診療 一部負担金	高額療養費	附加給付	条例6条 自己負担金	支払額合計
	円	円	円	円	
	入院時食事療養標 準負担額	市町村民税非課税	(入院90日超)		
円× 日= 円	円× 日= 円	円× 日= 円			円

第8号様式(第18条関係)

ひとり親家庭等医療費支給決定通知書

番 号
年 月 日

様

吉見町長



年 月 日付で申請のあったひとり親家庭等医療費については、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

1 支給額 円

2 支給方法
あなたの指定金融機関の口座に振り込みました。

第9号様式(第19条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届

受給者証記号番号			
変	新氏名 (旧氏名)	() () のため変更)	
	新住所 (旧住所)	〒 () 電話 ()	
更	(新) 職業		
	勤務先		
	勤務先所在地		
の	(新) 保険の種類		
	加入 被保険者氏名		申請者との続柄
	加入 保険証記号番号		保 険 者 符号名称
	場 保 険 加入 保険者所在地	〒 () 電話	
	加入 保険 附加給付の有無		
合	その他の事項		
	変更年月日	年 月 日	
消 滅 の 理 由	1	他市(町村)に転出 転出先() 電話 ()	
	2	生活保護等受給	
	3	死亡	
	4	ひとり親家庭等でなくなった 具体的理由()	
	5	その他()	
合	消滅年月日	年 月 日	
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費支給事業の		申請事項が変更 受給資格が消滅	したので届け 出します。
年 月 日 吉見町長 様		住 所 氏 名	印

第10号様式(第20条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

番 号
年 月 日

様

吉見町長



次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので、通知します。

- 消滅者氏名
- 消滅した年月日 年 月 日
- 消滅した理由

教 示

教示は、吉見町行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示文の標準を定める規則(平成28年吉見町規則第1号)別記1の規定による教示文を記載して行うこと。

第1号様式（第13条・第19条関係）

第2号様式（第13条関係）

第3号様式（第13条関係）

第4号様式（第13条関係）

第4号の2様式（第13条関係）

第5号様式（第16条関係）

第6号様式（第17条関係）

第7号様式（第18条関係）

第8号様式（第18条関係）

第9号様式（第19条関係）

第10号様式（第20条関係）